

山梨県スキルアップ拠点施設活動助成金支給要綱

(趣旨)

第1条 知事は、介護に携わる者のスキルアップを図ることを目的に、県で選定したスキルアップ拠点施設の活動を支援するため、予算の範囲内で山梨県スキルアップ拠点施設活動助成金(以下「助成金」という。)を支給するものとし、その支給に関しては、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(支給対象事業主)

第2条 助成金の支給対象事業主は、県からスキルアップ拠点施設として選定された介護保険事業所の事業主とする。

(支給対象となる要件)

第3条 別紙に掲げるいずれかの活動を行った場合に助成金を支給するものとする。

(支給しない場合)

第4条 支給対象事業主による第3条の要件を満たした活動であっても、他団体等からの謝金等が支給される活動の場合は、助成金を支給しない。

(支給額)

第5条 助成金の支給額は、支給対象活動1回の実施につき12,500円とする。

(支給の申請)

第6条 助成金の受給を希望する事業主は、この要綱が適用された日からその属する年度の3月31日までに第3条に定める支給要件に該当する場合又は該当する見込みのある場合は、山梨県スキルアップ拠点施設活動助成金支給申請書(様式第1号)により、当該年度の2月末日までに知事へ申請する。

(支給の決定)

第7条 知事は、助成金の支給又は不支給の決定をしたときは、申請者に通知する。

(助成金の交付の条件)

第8条 支給決定の内容を変更しようとするときは、山梨県スキルアップ拠点施設活動助成金事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第2号)を提出し、知事の承認を受けること。ただし、活動内容等の細部の変更であって、支給の決定を受けた助成金の増額を伴わない場合はこの限りではない。

(実績報告)

第9条 この助成金の実績報告は、事業が完了した日から起算して1か月を経過した日、又は助成金の支給を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い時期までに、山梨県スキルアップ拠点施設活動助成金実績報告書(様式第3号)を知事に提出するものとする。

(額の確定)

第10条 知事は、前条の報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る事業の助成金の支給決定の内容に適合すると認めるときは、支給すべき助成金の額を確定し、通知するものとする。

(助成金の支給方法)

第11条 知事は、第7条の規定により支給決定を行った事業主に対して、実績報告書に記載された金融機関の口座に支給確定額を振り込む。

(書類の保管)

第12条 助成金事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(助成金の返還)

第13条 知事は、助成金を受給した事業主が第4条に該当すると認められるとき若しくは偽りその他不正な行為等によって助成金を受給したと認められるとき又は支給要件を満たしていなかったことが支給後に判明したときは、山梨県スキルアップ拠点施設活動助成金支給決定取消・返還通知書(様式第4号)により、当該事業主に対して支給決定を取り消しのうえ、支給額全額の返還を命ずるものとする。

2 前項の助成金の返還期限は、当該命令がなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、知事は未納にかかる金額に対して、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(検査)

第14条 知事は、この助成金の支給に関する事項について、必要があると認めるときは、事業主に対して報告を求め、又は職員を事業所に立ち入らせ、その状況若しくは帳簿書類等を検査させることができるものとする。

(その他)

第15条 助成金の支給に関し必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月27日から施行する。

別紙 （支給対象となる要件等）

- 1 拠点施設として3に示す助成金の対象となる活動を行った場合、本支給要綱第5条に示す助成金を支給することとする。
ただし、予算の範囲で別途助成金の合計額に上限を設けることとする。
また、他団体等から謝金等が支給される活動については、拠点施設としての活動実績回数としてはカウントするが、助成金は支給しないこととする。
- 2 支給対象として認められる活動については、拠点施設として選定された事業所及び当該事業所の属する法人が設置する別の介護保険事業所が行ったものを対象とする。
- 3 助成金の対象となる活動内容
 - 外部研修講師の派遣
 - ア 県、市町村、県・市町村社会福祉協議会、老人福祉施設協議会、老人保健施設協議会、県看護協会等の団体が実施する研修等への講師派遣
 - イ 地元自治会等が開催する研修会等への講師派遣
 - 他施設との交流等
 - ア 他施設との介護技術の研鑽等に係る拠点施設での合同研修会の実施
基本的に自施設の職員を対象として開催される研修等であっても、他法人職員の参加が可能なものや、同一年度内に他施設が参加する事例発表会や施設ホームページ等で、他施設等にも研修の成果を広めていく予定であるものも含む。
 - イ 他施設からの見学・実習受入
 - ウ 他施設訪問による助言等
 - エ 老人福祉施設協議会、老人保健施設協議会等が実施する、事例発表会への参加（発表テーマが複数ある場合でも、1回の事例発表会につき、助成対象活動実績1回としてカウント）
地域や介護関係職員養成校等との交流
 - ア 地域住民を対象とした、介護や介護予防等に関する勉強会等の開催
 - イ 地域住民への施設開放（スポーツや学習の場の提供と併せて介護関係情報の提供等を行うこととする。また、1回の施設開放につき、助成対象実績1回としてカウント）
 - ウ 企業への体験型学習の場の提供
 - エ 地域の小中学校等との交流会の開催（将来、介護業界に就職することを考える契機となる内容を含むもの）
 - オ 介護職員養成校等からの実習生の受入（受入養成校等1に対して助成対象活動実績1回としてカウント）
キャリアパス制度の確立
 - ア 自施設でのキャリアパス制度の確立（制度を導入し、そのメリットを伝える等の取組状況等を公表した場合、助成対象活動実績1回としてカウント）
 - イ 自施設でのキャリア段位制度の導入（制度を導入し、そのメリットを伝える等の取組状況等を公表した場合、助成対象活動実績1回としてカウント）
 - ウ 他施設をも対象とした、キャリアパスに関するセミナー等の開催
その他介護の質の向上に繋がると認められる事業の実施

スキルアップ拠点施設活動（見込み）調書

No.	実施（予定）日	実施（予定）内容	他団体等からの 謝金等の有無	備 考
			有 ・ 無	
			有 ・ 無	
			有 ・ 無	
			有 ・ 無	
			有 ・ 無	
			有 ・ 無	
			有 ・ 無	
			有 ・ 無	
			有 ・ 無	
			有 ・ 無	
			有 ・ 無	
			有 ・ 無	

他団体等からの謝金等の有無については、該当するものに「 」を付けてください。
 記入欄が不足する場合は、この様式を必要枚数利用してください。

番 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

山梨県スキルアップ拠点施設活動助成金事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で支給決定のあったこのことについて、次の理由により事業計画を変更（中止・廃止）したいので、山梨県スキルアップ拠点施設活動助成金支給要綱第8条の規定により、申請します。

- 1 変更（中止・廃止）の理由
- 2 変更（中止・廃止）の内容

変更の場合、交付申請の添付書類に準じて、変更前と変更しようとする内容を比較記載した書面を添付すること。

番 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

山梨県スキルアップ拠点施設活動助成金実績報告書

年 月 日付け 第 号で支給決定のあったこのことについて、山梨県スキルアップ拠点施設活動助成金支給要綱第9条の規定により、別添のとおり報告します。
また、助成金については下記の口座に入金願います。

<添付書類>

スキルアップ拠点施設活動実績調書（様式第3号の2）

<入金指定口座等>

振 込 先	金融機関名		本支店名	
	口座の種類	当座 ・ 普通	口座番号	
	口座名義 (カタカナ記入)	()		
記 入 者	氏 名		所属・職名	
	電話番号		F A X 番号	
	メールアドレス			

スキルアップ拠点施設活動実績調書

No.	実施日	実施内容	他団体等からの謝金等の有無	備考
			有 ・ 無	
			有 ・ 無	
			有 ・ 無	
			有 ・ 無	
			有 ・ 無	
			有 ・ 無	
			有 ・ 無	
			有 ・ 無	
			有 ・ 無	
			有 ・ 無	
			有 ・ 無	
			有 ・ 無	
			有 ・ 無	

他団体等からの謝金等の有無については、該当するものに「 」を付けてください。

記入欄が不足する場合は、この様式を必要枚数利用してください。

それぞれの活動実績について、活動状況が分かる資料を添付してください。

番 号
平成 年 月 日

殿

山梨県知事

山梨県スキルアップ拠点施設活動助成金支給決定取消・返還通知書

平成 年 月 日付け 第 号で支給決定した山梨県スキルアップ拠点施設活動助成金については、次の理由により支給決定を取り消すので、山梨県スキルアップ拠点施設活動助成金支給要綱第13条の規定に基づき通知します。

については、支給した助成金全額を次のとおり返還してください。

1 取消理由

2 支給した助成金の返還期限

年 月 日

3 返還の方法

同封の納入通知書により所定の金融機関で払い込んでください。